

「京都市観光プロモーション映像制作事業」に関する業務委託先募集要項

1 委託業務

「京都市観光プロモーション映像制作事業」に関する業務

2 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3 応募資格

応募の資格者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- (2) 過去に同種のプロモーション用映像を制作した実績があり、映像作品制作についてノウハウを有する者であること。
- (3) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (4) 委託事業の実施に当たり許認可や免許等が必要な場合、その許認可や免許等を受けていること又はその見込みがあること。
- (5) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (9) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (10) 会計関係帳簿類として総勘定元帳及び現金出納簿を整備していること。また、労働関係帳簿類として労働者名簿並びに賃金台帳を整備していること。

4 募集期間

平成 30 年 4 月 25 日（水）から平成 30 年 5 月 18 日（金）正午まで

5 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

金 700 万円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

人件費、通信費、交通費、物品費等の活動にかかるすべての費用を含む。

(3) 契約期間

契約締結日から平成 31 年 2 月 15 日（金）まで

(4) 委託金の支払条件

原則として業務完了後、受託者の請求に基づき支払うものとする。ただし、実施状況に応じて、委託者との協議により、契約金の一部を前金払いで支払うことができるものとする。

(5) その他

- ① 企画提案の内容に基づく見積額は、正当な理由がない限り契約時に増減することは認めない。
また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
- ② 委託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託事務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ委託者の承認を得ることとする。
- ③ 報告書提出の遅延など業務不履行があった場合には、受託者における違約金の支払い義務の発生、委託者における業務委託費の一部若しくは全部の支払い義務の解除、契約自体の解除等の措置を取るものとする。

6 応募手続等

公募に応募するものは、次に示すところにより、企画提案書等を提出するものとする。

(1) 担当事務局（提出先）

公益社団法人京都市観光協会

国際誘客推進部 白子・園田宛

（〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 427 番地 京都朝日会館 3 階）

電話：075-213-0070 Fax：075-213-1011

E-mail：hakushi@kyokanko.or.jp, sonoda@kyokanko.or.jp

(2) 各種必要書類の提出

① 提出書類及び提出部数

ア 応募資格を満たすことを証明する書類（会社案内（個人の場合は履歴書）、直近の決算書、実績を示したもの等） 1 部

イ 企画提案書（任意様式） 5 部（会社名の記載なし）及び 1 部（会社名の記載あり）

企画提案書は本事業に関する企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。内容に関しては、別紙仕様書を十分理解したうえで、審査基準を参考に作成するものとする。

なお、以下の内容を企画提案書に含むこと

i 観光プロモーション映像に関する事項

- ・ 企画書
- ・ 見積書

ii 制作者に関する事項

- ・ 過去の制作物など

iii その他

- ・ 特筆すべき事項（コスト調整など）

ウ 見積書 5 部（会社名の記載なし）及び 1 部（会社名の記載あり）

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

エ 留意事項

- ・ 1 年を通じて四季の撮影を行った場合を想定した企画コンセプトの提案を行うこと。

② 提出期限

平成 30 年 5 月 18 日（金） 正午（日本時間）

③ 提出方法

上記(1)に記載する担当事務局まで、メールもしくは郵送すること。

(3) 注意事項

- ① 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ② 失格となる企画提案書

企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) その他

- ① すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- ③ 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することができる。
- ④ 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ すべての提出書類は返却しない。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

受託候補者の選定は、公益社団法人京都市観光協会（以下、「協会」という。）において、提出書類審査により行う。

(2) 審査基準

評価項目は、次のとおりとし、本事業の趣旨の理解度、企画の水準、実効性、事業実現可能性、取組体制の事業遂行能力その他事情を総合的に評価し選定するものとする。

- ①企画力 : 京都市の観光魅力を発信するのに優れた企画内容となっているか
- ②独創性 : 他の応募作品と比較して独創的か
- ③制作責任者 : 過去の制作物や実績はあるか
- ④履行能力 : 提案内容を履行できる組織体制か
- ⑤費用対効果 : 企画内容と比較して費用は適正か

※審査内容については公表しない。

(3) 通知

選定結果については、全提案者に対してメールで通知する。

※審査結果については別途通知するが、異議の申し立ては認めない。

(4) 契約

受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議の上契約する。

なお、上記の交渉が調わなかった場合は、次点の者と交渉するものとする。

契約内容は、別紙仕様書及び受託候補者の提案書の内容を踏襲するものとするが、物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において委託者と受託候補者との協議の上内容を決定する。

8 スケジュール（予定）

平成30年4月25日（水）	公募開始
5月18日（金）正午	各種必要書類の提出期限
5月下旬	審査・委託先の決定
5月下旬以降	業務開始（絵コンテ確認、撮影、映像の確認等）

9 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進ちよく状況の確認等、事業の円滑な実施をするために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て京都市・協会に帰属するものとする。

「京都市観光プロモーション映像制作事業」に関する業務 仕様書

1 委託業務名

「京都市観光プロモーション映像制作事業」に関する業務

2 業務目的

2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、そして2021年の関西ワールドマスターズゲームズの開催を控え、効果的に京都の露出増を図る。

3 業務期間

契約の日から平成31年2月15日まで

4 業務概要

海外メディアが番組等で使用することを前提に、外国人が魅力を感じるようなコンセプトの高画質な映像を制作するにあたり、以下の業務を行うこと。

(1) 企画策定

映像シナリオの企画・立案

(2) 映像撮影、編集

映像シナリオに基づく映像の撮影（ハイビジョン）・編集

(3) 映像のデータ化

映像を動画データとしてメディアに記録

(4) その他

5 業務内容

(1) 企画策定

- ① 企画書には[表]に記載する目的・映像使用者・使用機会・編集方針・映像素材例・映像時間及び本数を踏まえて、映像タイトル、制作方針、映像構成、表現方法（状況設定）、スケジュール、履行にかかる組織体制等について記載すること。

[表]

映像テーマ	京都市観光プロモーション映像
目的	2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、そして2021年の関西ワールドマスターズゲームズの開催を控え、効果的に京都の露出増を図る。
映像使用者	海外メディア等（一部の映像については日本国内のメディア等も使用する）
使用機会	国内外での番組放映等
編集方針	季節感、高級感、躍動感のある内容とし、視聴する外国人に本市を訪れたいと思わせる構成とする。（ドローン映像を含む）
映像素材（例）	・京都の俯瞰映像（東寺、京都タワー及び新幹線など） ・市内の映像（祇園、嵐山、鴨川、岡崎、錦市場など） ・春夏秋冬の映像 ・寺院神社

	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統産業，伝統芸能（花街，茶道，華道など），京料理・京菓子，日本酒 ・近代的な京都の映像
映像時間及び本数	<ul style="list-style-type: none"> ・素材数30本程度で各素材15～30秒程度， ・本市の春夏秋冬の魅力を伝える動画（1～3分程度）

- ② 企画書に基づき，台本を作成する。台本は，事前に委託者に提出し，十分調整すること。また，委託者から修正が求められた場合は速やかに修正を行うこと。
- ③ 映像制作に必要なディレクター，スタッフ，キャスト，機材，施設，車両及び消耗品等の準備及び管理を行うこと。

(2) 映像撮影・編集

委託者との調整を経た台本に基づき，以下の通り取材，撮影，編集，MA，オーサリング等を行い，完成させること。

- ① 大型スクリーン（200インチ程度）等での上映も考慮に入れ，相応の画質・品質とすること。
- ② 野外撮影時の天候不良など撮影の変更を伴う諸事情にも臨機応変に対応すること。また，天候不良等による再撮の想定経費も全て見積りに含めること。
- ③ 撮影場所は，京都市内において実施するものとする。なお，具体的な撮影場所等は委託者と協議の上で決定する。
- ④ 取材・撮影にあたっては，事前に日程，体制及び内容について撮影計画を提出し，委託者の承認を受けること。
- ⑤ 事前に関係機関と十分な調整を行い，撮影許可手続きほか必要な手続き及び一切の業務を行うこと。
- ⑥ テロップを挿入する場合は英語表記とすること。その際には英語を母語とするネイティブのチェックを必ず受けること。
- ⑦ 委託者の立会いのもと，事前に試写を行い，委託者の承認を得た上で完成させること。なお，試写の結果，委託者が修正を求めた場合には，速やかに修正を行うこと。

(3) 映像のデータ化

- ① 制作した映像について，以下のとおり納入すること。下記一覧は必須事項とし，これを超える提案を妨げない。特に，DVDについては世界各地で使用できるよう配慮すること。

品名	規格	数量
DVD（含むパッケージ）	NTSC方式 リージョンコード0(ALL)	20部
	PAL方式 リージョンコード0(ALL)	20部
映像データ	MP4データ等(HD形式)	1式

- ② 市販のDVDプレーヤー及びパソコンの両方で再生できること。
- ③ 委託者の用途に応じ他の形式に変換すること（音・映像素材別など）。

(4) その他

DVD盤面は，委託者が第三者との契約により，DVD等を複製制作する場合にも使用できるよう，デザインの版下データ等を納品すること。

(5) 留意事項

- ① 春の映像など撮影ができない映像については既存の映像の利用を可能とする。ただし，利用に係る一切の費用は委託費に含まれる。また，利用に係る権利処理は受託者が行うこととする。

- ② 事業の円滑かつ効率的の実施のため、委託者と密接な連携を図り、必要に応じ専門家を交えた企画会議を実施しながら事業を進めるものとする。

5 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知りえた個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、委託者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) 著作権の取扱

① 当事業で制作した映像、画像、音声の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）は委託者に譲渡するものとし、委託者が作成・運営するホームページや観光プロモーション、イベント等に随時使用、複製でき、かつ、京都市の観光PRのため、第三者が自由に二次利用できるものとする。

② 制作にあたり、第三者が権利を有する写真・イラスト・動画を使用する際には、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が行う。

(4) 権利処理

① 本映像に使用される文芸、音楽、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権、その他一切の権利及び、監督・脚本・出演者・カメラマン・アートディレクター・技術監督・その他制作関係者の本映像の著作権に関して、何ら問題の生ずることがない完全な状態で委託者のみに帰属するよう留意すること。

② 前項に関し、関係者を含む第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。

③ 本映像の行使に関するあらゆる二次利用料は、一切発生しないものとする。

関係者を含む第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。

④ ①から③に加え、成果物が、インターネット上の動画配信サイト等で公開可能な映像となるよう、権利処理に特に留意すること。

(5) 瑕疵担保責任

本委託事業における瑕疵担保期間は、契約終了の日から1年間とする。この間に瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において補修を行うものとする。

(6) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、委託者の指示するところによるものとする。

以上